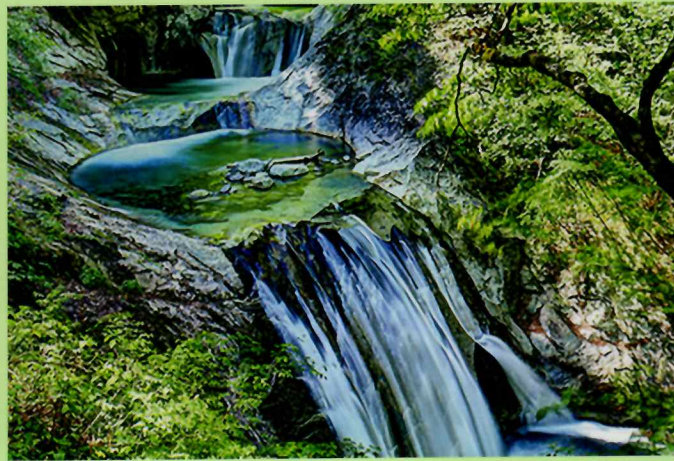


YAMANASHI

山梨県

企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税で
山梨県を応援してください！



美しい富士を護る。高める。



日本人の自然観や日本文化に大きな影響を与えてきた富士山は世界文化遺産に登録されており、人と自然の共生を象徴する未来に受け継ぐべき世界の宝です。山梨県では、富士山の価値や自然環境を保全するため、オーバーツーリズムの解消などに取り組んでいます。また、富士五湖地域を観光リゾート地と最先端の首都圏機能を融合させた「自然首都圏」として発展させるため、官民協働の「富士五湖自然首都圏フォーラム」を設立し、各種の先進的な取り組みにより富士山や富士五湖地域の高付加価値化を推進しています。



山梨県 企業版ふるさと納税 活用事業

本リーフレットの掲載事業以外にも寄附を受け付けていますので、詳細はお問い合わせください。

※山梨県総合計画に位置づけられている事業が対象になります。



森を荒廃させず、人の健康に寄与する。



山梨県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳などの名峰に囲まれ、県土の約8割が森林という豊かな自然環境に恵まれています。県では、環境保全と持続的な登山道の整備を図るため、自然に配慮した工法で登山道を補修するボランティア団体を支援しています。また、本県から東京圏に飛散するスギ花粉を減少させるため、スギ人工林の伐採や花粉発生が少ない品種への植え替えを行うなど、森林資源の循環利用を図りながら、適切な森林整備を推進しています。



通常の寄附のほか、次の方法による寄附も可能です。詳細はお問い合わせください。

■ 人材派遣型

専門的知識・ノウハウを有する人材を企業から県に派遣するとともに、その人件費を県に寄附する方法です。寄附した金額について、税制上の優遇措置が受けられます。

■ 物品による寄附

県の事業に直接使用できる物品で、価額の計算が可能なものを県に寄附する方法です。寄附した物品の価額について、税制上の優遇措置が受けられます。

山梨から始まる水素社会



2050年カーボンニュートラルに向けて、水素の活用が期待されています。山梨県は、米倉山太陽光発電所やグリーン水素を製造可能なやまなしモデルP2Gシステムの実証設備などの研究開発拠点が集積するなど、水素分野で日本のトップランナーです。県では、関連産業の振興に結びつけるため、中小企業等の参入に向けたアドバイスを行う支援窓口の設置等を行っています。また、燃料電池自動車の普及促進を図るため、水素ステーションの運営に対する助成を行っています。さらに、農業分野でのカーボンフリーを実現するため、電気自動車や電動農機を用いた実証を行います。



待ったなし！人口減少対策



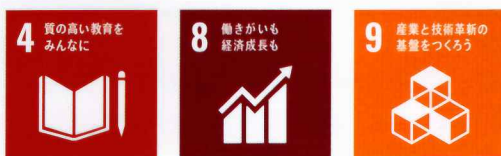
山梨県では、人口減少危機対策として、県民それぞれのライフステージに沿った切れ目のない支援を実現するため、基礎調査結果から得られた課題を対策の柱に設定し、人口減少危機対策パッケージとして取りまとめています。全ての県民の家庭や子どもを持つ希望に「よりよい」、子育ての希望を「かなえ」、そしてこうした希望を持たずにいる方々に対しても、社会全体で希望を「はぐくむ」ように努め、生まれてくる全ての子どもたちが夢を諦めず、健やかに成長していけるような社会の実現を目指して取り組んでいます。



ヒトとシゴトで築く明るい未来



山梨県では、児童生徒一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育を実現するため、全国に先駆け、公立小学校における25人学級など少人数教育に取り組んでいます。また、県立の産業人材育成機関である産業技術短期大学校では、特待生制度の創設や新たな実習用機械機器を導入することなどにより、学校の魅力を高め、在学生の意欲向上を図っています。これらの人材育成と併せ、産業集積の促進と雇用の創出を図るため、県内に立地して事業を開始した製造業者等に助成金を交付しています。



私たちが救える小さな命



山梨県では、人と動物が調和し共生する社会を実現させるため、動物愛護の取り組みを実施しています。しかし、未だ、年間300頭近い犬猫が収容され、その大半が飼い主が分からない離乳前の子猫となっています。このような子猫の命を新たな飼い主につなげ、致死処分ゼロを継続するために、猫の不妊・去勢手術に助成を行う市町村に補助金を交付するとともに、子猫の一時飼養をお手伝いしていただくミルクボランティアの活動を支援しています。

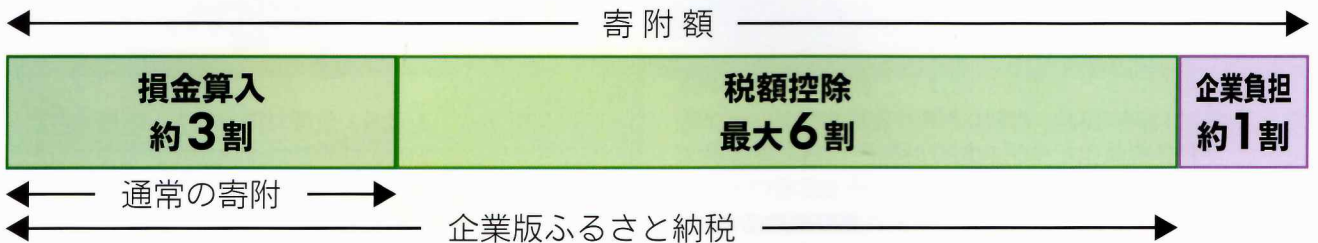


企業のメリット

1 税制上の優遇措置

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇が受けられる仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）に加えて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、実質的な負担が約1割まで圧縮されます。



2 PR効果

山梨県では、寄附をされる企業のみなさまがよりメリットを感じられるよう、今年度より情報発信等の取り組みに力を入れています。

- ◆ 知事感謝状の贈呈
- ◆ 感謝状授与式・寄附受納式の実施
- ◆ 授与式・受納式に関するマスコミへの情報提供及び取材依頼
- ◆ SNSやHPでの寄附事実の公表
- ◆ 県HPでの寄附企業情報の記載（寄附先事業名や企業HPアドレス等）

※制度活用にあたっての留意事項

- 1件あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。

寄附手続きの流れ

- 1 財源確保・資産活用推進課にご相談ください。企業版ふるさと納税制度についてご説明します。また、企業様のご意向を踏まえ、寄附先事業をご紹介します。
- 2 寄附先事業の担当課に寄附申出書をご提出ください。
- 3 事業担当課から納入通知書をお送りします。（銀行振込をご希望の場合、その旨お知らせください）
- 4 寄附金を納付してください。
- 5 事業担当課から寄附金の受領証をお送りします。
- 6 受領証を用いて税の申告手続きを行ってください。



お問い合わせ
窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県 総務部 財源確保・資産活用推進課 資産活用・ふるさと納税推進担当
TEL: 055-223-1342 FAX: 055-223-1379 E-MAIL: shisan@pref.yamanashi.lg.jp

